平成２３年（フ）第１０５７号
京都市左京区岩倉長谷町647番地　岩倉長谷団地１棟202号室
債務者　松田　佑佳（旧姓亀井）
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１３９８号
京都市伏見区新町11丁目339番地３
債務者　浅野トシエ
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１４８２号
京都府京田辺市草内南垣内３番地２　谷村荘１号室
債務者　妃良径こと　**薬**師　岩夫
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１４８３号
京都府城陽市寺田今堀９番地の６　プレジール今堀Ａ棟２Ｆ206号
債務者　薬師　幸子
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第３１９号
香川県高松市木太町2693番地　コーポ春日506号
債務者　上野　克明
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第３４３号
香川県高松市塩屋町15番地２　富士マンション207号室
債務者　久本　千尋
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第２９号
長崎県対馬市美津島町雞知甲1282番地16、旧住所長崎県対馬市美津島町雞知甲485番地３
債務者　安井　　貢
1　決定年月日時　平成23年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２３年（フ）第８６号
秋田県能代市二ツ井町梅内字常磐渡95番地10
債務者　齊藤　智史
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２３年（フ）第４２０号
神奈川県座間市四ツ谷490番地　リビエールＢ―102号
債務者　原田良春こと　金　　良春
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第３１２号
福岡県久留米市国分町1518番地１　ランドゥール久留米306号
債務者　古川　　明
1　決定年月日時　平成23年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第６９２号
仙台市青葉区八幡５丁目２番16号
債務者　小野寺知子
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第８９６号
仙台市泉区南中山１丁目27番地の29　エクセルシャトーセーヌＡ103
債務者　小野加奈子（旧姓川又）
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第９７７号
宮城県塩竈市藤倉１丁目12番24号
債務者　阿部二六子
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第４９号
宮城県石巻市清水町２丁目７―７　サンチェリー清水309、住民票上の住所宮城県石巻市北上町橋浦字北釜谷崎208番地
債務者　今野　孝志
1　決定年月日時　平成23年10月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２３年（フ）第７５号
福島県白河市新池１番地　雇用促進住宅１号棟308号室、前住所福島県白河市新白河３丁目68番地　新白河ＹＳ102号
債務者　四戸　幸人
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２３年（フ）第３８９号
金沢市御所町リ92番地、従前の住所石川県石川郡野々市町新庄２丁目230番地、従前々の住所石川県能美市莇生町17番地
債務者　南山　英樹
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第４５０号
金沢市若宮１丁目98番地　セジュールアリエル102号室
債務者　西田　雅人
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
金沢地方裁判所